

## 原動機付自転車の排気量等変更届出書

年 月 日

与謝野町長様

納税義務者 (所有者)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
対象車両	標識番号	
	排気量	

上記の原動機付自転車を下記のとおり、排気量を変更しました。

このことについて貴町からの質問等には速やかに回答し、一切の責任を負うことを誓約します。

### 記

改造受注者 (店舗又は個人)	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
	電話番号			
変更内容 (改造受注者記入)				
原動機の型式番号	変更前		変更後	
内径×行程 (mm)		×		×
総排気量 (cc)		cc		cc
輪距 (トレッド) 幅		mm		mm
変更理由	<input type="checkbox"/> エンジンの載せ替え <input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け <input type="checkbox"/> エンジン内部のポーリング <input type="checkbox"/> ミニカー改造 <input type="checkbox"/> その他 (下欄の作業内容に詳しくご記入ください)			
作業内容				

※ミニカー改造の場合は、変更後の輪距 (トレッド) がわかるように撮影した写真を添付してください。

※虚偽の申告をされた場合、地方税法により罰金が課されます。

※裏面の説明を必ずお読みください。

ご記入前に必ずお読みください

## 改造した原動機付自転車の登録について

### ◎ 改造の場合は、届出書の提出が必要です。

原動機付自転車を改造し、登録するときは、原動機付自転車の排気量変更届出書の提出が必要です。

この書類には、納税義務者に加え、改造受注者の記入が必要となります。問題が生じた場合、責任が問われることがありますのでご注意ください。

- ・ エンジンを載せ替えた場合は、載せ替え前と後のエンジン番号を記入してください。
- ・ ボーリングをした場合は、排気量の計算式を正確に記入してください。
- ・ 改造キットを取り付けた場合は、キットの名称を記入してください。

### 【ご注意ください】

### ◎ 虚偽の申告は罰せられます。

当町では原動機付自転車の排気量変更の届出書の提出により標識の交付を行っていますが、これらが未改造で、偽って改造車両の登録をした場合、違法となります。

### ◎ 改造による2人乗りはできません。

本来、原動機付自転車はオートバイメーカーが安全性、耐久性等あらゆる面から試験を繰り返し、国土交通省に生産許可を取っているもので、改造行為により制動力、安全性等の減少が顕著になります。

役場は原動機付自転車の排気量に応じて課税しているもので、2人乗りをしたり、制限速度を60km/hで走行してよいという許可をしたわけではありません。道路交通法でも、座席が2人用で手すりがない場合は違法となり、警察官に制止される場合がありますので、実際の走行にあたっては、道路交通法等の法令を遵守いただきますようお願いいたします。